

平成19年1月4日(木)より10万円を超える現金のお振込みは、  
本人確認書類の提示が必要となります。

平成19年1月4日(木)より、国際的な要請に基づくマネー・ローンダリング(犯罪から得た資金の洗浄)、テロ資金供与防止のための本人確認手続に関する法令の改正に伴い、10万円を超える現金でのお振込みには本人確認書類の提示が必要となります。

お客様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

●現金でお振込いただく場合

- ・窓口で10万円を超える現金によりお振込いただく場合には、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類の提示が必要となります。
  - ・代理人の方が、窓口で10万円を超える現金によりお振込いただく場合には、振込をご依頼されたご本人と窓口に来店された代理人の方、両方の本人確認書類の提示が必要となります。
  - ・10万円を超える現金での公共料金等の払込み\*のお取り扱いの場合も、本人確認書類の提示が必要となります。
- ※国や地方公共団体への各種税金・料金の納付を除きます。

●貯金口座を通じてお振込いただく場合

- ・窓口で10万円を超える金額をお振込いただく場合でも、JAに開設済みの口座から、振替によりお振込いただく場合には、本人確認書類の提示は必要ありません。

●ATM・インターネットバンキングでお振込いただく場合

- ・ATM・アンサーサービス・JAネットバンクを使用してお振込いただく場合には、従来どおりそれぞれのお取引に設定されているお振込の限度金額までお取引いただけます。(静岡県下JA・静岡県信連のATMでは、現金によるお振込はお取り扱いしていません。)
- ・ただし、口座開設時に本人確認手続がお済みでない口座からお振込いただく場合には、本人確認書類の提示が必要となる場合がございます。

詳しくは、JA窓口までお問合せください。